

平成20年第3回経済財政諮問会議議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2008年2月15日(金) 17:30～18:43

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席議員：

議長	福田 康夫	内閣総理大臣
議員	町村 信孝	内閣官房長官
同	大田 弘子	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	増田 寛也	総務大臣
同	額賀 福志郎	財務大臣
同	甘利 明	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	伊藤 隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授 (兼) 公共政策大学院教授
同	丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
同	御手洗 富士夫	キヤノン株式会社代表取締役会長
同	八代 尚宏	国際基督教大学教養学部教授
臨時議員	舛添 要一	厚生労働大臣
同	渡海 紀三朗	文部科学大臣

(議事次第)

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 「新雇用戦略」について
- (2) 対日直接投資について

3. 閉 会

(説明資料)

- 成長戦略Ⅰ：「新雇用戦略」の全体像（有識者議員提出資料）
- 労働市場改革専門調査会報告のポイント（八代労働市場改革専門調査会会长提出資料）
- 「新雇用戦略」について（舛添臨時議員提出資料）
- 認定こども園、放課後子どもプランについて（渡海臨時議員提出資料）
- 開かれた国づくりのために（有識者議員提出資料）
- 対日直接投資の推進について（甘利議員提出資料）

(配布資料)

- 労働市場改革専門調査会第2次報告（八代労働市場改革専門調査会会长提出資料）
- 労働市場改革専門調査会第3次報告（八代労働市場改革専門調査会会长提出資料）
- 「新雇用戦略」について（参考資料）（舛添臨時議員提出資料）
- 対日直接投資に関する外資系企業の意識（参考資料）（甘利議員提出資料）
- 呼び込め外資、地域の力（甘利議員提出資料）
- 「構造変化と日本経済」専門調査会の設置について（内閣府）

(概要)

○「新雇用戦略」について

(八代議員) 成長戦略の第1弾として民間議員ペーパー「『新雇用戦略』の全体像」を御説明する。併せて、諮問会議の下に設けられている労働市場改革専門調査会による資料「労働市場改革専門調査会報告のポイント」があるが、少し時間がかかるので、民間議員ペーパーの関連する部分に来たときに、若干敷衍して説明する。

まず、全員参加の経済戦略の第1弾として、働く意欲のあるすべての人々が年齢や就業の形態に関わりなく能力を発揮することを目指して、以下の内容を骨子とする「新雇用戦略」を策定すべきである。

若干補足すると、この「新雇用戦略」の大きな柱の一つが特に子育て世代の女性である。厚生労働省においてこれまで待機児童ゼロ作戦が進められてきているが、それにもかかわらず最初の子どもが産まれた前後での6割以上の女性が育児休業を取らずに離職している。この年齢層の就業希望率は、極めて高いにもかかわらず、現実に就業できない理由としては、今の認可保育所の量的な不足だけではなく、夜間、休日等の利用上の制約が大きいことがあるのではないか。現在、各自治体に登録された約2万人前後の待機児童解消を目指したこれまでの待機児童ゼロ作戦では、対応できない潜在的な保育ニーズがかなり大きいのではないかと思う。

この対応のために、新たな待機児童ゼロ作戦というものが必要になるのではないか。これは現在進められているが、それに加えて、より本格的な新待機児童ゼロ作戦が必要ではないかということで、それを以下で御説明する。

ここでの目標としては、サービスが利用できないために就業を断念することがないよう、2010年代半ばまでに、対象年齢児童の5割程度が子育てサービスを受けられるようにしたい。

それに向けて、第1に、2009年度から2011年度までの3か年において、緊急のサービス整備を行うことを目標としている。下に書いているが、就学前児童、0~5歳で100万人ぐらい、小学校低学年で100万人ぐらい、合わせて200万人分ぐらいのサービス量の追加が必要だ。これは、なぜ緊急性があるかというと、第2次ベビーブーム世代が30代半ばを迎えており、ここ数年間の取組を加速化することが極めて重要であるので、現行の子ども、子育て応援プランを前倒しして、2009年度からの3か年で緊急にサービス整備を行うプランを策定していただきたい。この新たなプランでは、利用者の希望を重視し、これまでのように認可保育所だけに依存するのではなくて、より弾力的な利用が可能な以下の新保育サービスの整備に重点を置くことが大事だ。

新保育サービスとは、第1に保育ママとよく言われている在宅保育であるが、これの質を担保しつつ、大幅に増員できるよう制度化を早急に行う。これがなぜ進まないかというと、1つは保育士の資格者という限定があるなどいろいろと制約があるわけで、そういう限定を外して、子育て経験者から保育ママへの育成を急ピッチで行うということが必要だ。

それから「認定こども園」。後で御説明があるかと思うが、この「認定こども園」というのも、今の保育所型と幼稚園型とでは、補助の仕組みが大きく違っていたりして、なかなか進まない。19年8月1日現在での認定件数は105件あるが、19年度中の申請見込みは540件程度であるから、申請見込みが実際にはなかなか認定されないと問題があり、実効ある転換誘導政策をつくる必要がある。

2ページ目の企業内保育所であるが、これは旧厚生省系の認可保育所とは異なり、旧労働省系の政策で、最初から子どもを持つ母親の就労支援を目標にしているので、

非常に使いやすい仕組みになっている。これを一層促進していただくと同時に、地域の住民にも開放していくことが大事ではないか。

また、放課後児童クラブというのがあるが、現行2割の利用率を倍増させて4割にする。

これまで、どちらかと言えば立ち遅れていた認可外保育所も実質的に子育てサービスの一翼を担っているので、全国画一的な保育所の基準を地域の実情に応じて弾力化するなど、より重点的に活用する方法を考えていきたい。

第2に、利用者が選択できる仕組みへの転換であるが、市町村が利用者を割り当てる現行の仕組み、これは介護保険ができる前の介護サービスと同じ措置制度だが、これを改めて子育てを行うすべての人に、保育サービスを自ら選択できるようにする。そのための制度体系について、早急に具体的な検討をお願いしたい。

第3に、推進体制の改革であるが、保育所と幼稚園の一元化は昔からの課題であるが、相変わらず厚生労働省、文部科学省の縦割り行政の弊害が指摘されている。例えば、放課後の子どもサービスについても児童クラブとか子ども教室という違う名前の仕組みに分かれている、なかなか難しい面がある。こうした二重行政の解消という形で、やや大胆だが、厚生労働省と文部科学省の補助や指導監督体系を内閣府に移管し、一元的な運用を行うということが1つの提案である。それが難しい場合には、例えば文部科学省と厚生労働省の所管に重なりが生じないように、児童の一定年齢、例えば3歳の上下等で区分するなど明確な基準で両省の分担を分け直す。それにより一元的な行政に変えていくことで、より供給を増やすというような提案をしている。

第4番に、育児休業制度の拡充と在宅勤務（テレワーク）の推進である。これは、育児休業規定を整備していない事業所の解消、育児期の短時間勤務の促進を図ることと同時に、在宅勤務（テレワーク）の普及のために、モデル事業の推進だけでなく、在宅での労働時間の配分が労働者の裁量に委ねることを基準とする在宅勤務にふさわしい労働法制の検討を行うものである。これは本日配布された労働市場改革専門調査会の第2次報告でも強調された点だ。

現在、民間企業の一部では在宅勤務を奨励しているところもあるが、かなり原始的なやり方で行なわれている。つまり、オフィスと同じような、朝9時～夜6時というような時間を限定して、朝9時に例えば在宅勤務の労働者が上司に電話して、今から働きますといって、夜6時に今仕事を終えましたというような電話をするという形になっているらしいが、そういうやり方では、せっかくの在宅勤務のメリットが生かせない。例えば、昼間に子どものP.T.Aとか、あるいは保育所の送り迎えみたいなこともする代わり、子どもが寝た後集中的に働く。あるいは、休日は夫に子育てを任せ集中して働く代わり、平日は介護とかあるいは育児をやる。そういう労働者が自分で裁量的に働くような仕組みにすることで、初めて在宅勤務の役割がもっと活用できる。また、今問題になっている地域の雇用を創出するという点でも、遠隔地勤務というものが、こういう法制をより弾力化することで可能になれば、新しい雇用機会を生み出すのではないか。今の労働法というのは、やはり上司が部下を常に時間管理を含めて監督しているということをベースにできているので、それがこういう新しい働き方にはなかなか向かないという面があるかと思う。

第2の柱は若者であり、ジョブ・カードの全国展開等で現在のフリーターを50万人以上減少させることを目的にし、短期雇用者のキャリアアップの支援をする。それから、最低賃金を引き上げる。これは中小企業等における生産性の向上と併せて行う。

第3の大きな柱が高齢者である。これは70歳現役社会の実現ということが大事だ。これは今朝まとめた専門調査会の第3次報告の大きな柱だが、やはり70歳まで安定して働くようにするためには、今の60歳定年制というのが、非常に大きな壁になっている。米国では定年制は年齢差別禁止法の対象になっているし、欧州では65歳未満の定年制の設定は原則不可となっている。日本では定年制として60歳になると強制解雇されるが、これは定年までの雇用保障とセットになっていて、なかなかどちらかだけやめるというわけにはいかない。したがって、日本では年功賃金、退職金を清算した後で、定年後改めて継続雇用をするというのが一般的になっている。ただ、継続雇用では、定年後は嘱託等で1年間の雇用契約を、毎年、更新する方式が一般的であり、極めて雇用が不安定だ。現在、高齢者では有期雇用は最大5年まで認められているが、そういう長期の雇用契約が現実に使われるためには、やはり現役世代とは異なった、より柔軟な雇用ルールを新たに設定することが必要ではないか。そういうことを是非検討していただきたい。

そのためには、高齢者の場合、年齢が高まることによって、職務遂行能力が大幅に低下することがあり得るわけで、その場合には、ある意味で柔軟な雇用ルールの下で契約解除もできるような仕組みということを検討する必要がある。それによって初めて高齢者の雇用を今のような不安定な1年契約を更新するというやり方ではない、より安定した仕組みに変えることができるのではないか。それから、高齢者向けのジョブ・カードの整備、起業支援だ。

上記の政策を実現するために、共通的な対策として、ワーク・ライフ・バランスの実現、仕事と家庭の両立に向けて行動指針の数値目標が既に設定されているが、これを着実に実行されるように検証していく。それから、就労に中立的な税・社会保障制度の整備。年齢や性別、世帯の構成にかかわらず、働くことで損をしないような税制とか社会保障制度の在り方を検討する。

(舛添臨時議員) 資料「『新雇用戦略』について」をご覧いただきたい。細かい資料も付けてあるが、後でご覧いただきたい。

1ページ目「労働政策の課題と対応の方向性」について。

人口減少と一層の少子高齢化、グローバル化、企業間競争の激化、労働者の価値観の多様化、こういうことから、労働市場を取り巻く環境は大きく変化している。こうした変化に対応して、経済活力の維持向上、雇用生活の安定、これらに資する労働政策の在り方を考える必要がある。

そういう認識の下に、公・労・使の三者構成の審議会において調査・審議をいただいた結果、資料の左に記したように、公正の確保、安定の確保、多様性の尊重、この3つの基本理念を軸に、働く人を大切にする政策を実現する。そこに方向性を4つほど書いてある。

1つ目が人口減少社会における就業率の向上。若者・女性・高齢者・障害者など働く希望を持つすべての人の就業支援を進めていく。

2つ目が雇用の安定性の実現。非正規雇用が増加しているが、円滑に正規雇用に移行できるようにする。具体的には、ジョブ・カード制度を含めて右に書いてあるとおりであるので省略する。

3つ目が労働者の安心・納得。非正規雇用を希望する人たちも含め、働き方は自由だから、だれもが安心、納得して働くような環境の整備を行う。

4つ目が仕事と生活の調和。子育て支援は先ほどの八代議員の話にも関連している。

2ページ目「いくつになっても働く社会の実現」。年齢に関係なく働き続ける

という社会が実現しないと、労働力人口が今後減少する。それから、高齢者は就労意欲も非常に高い。このため、65歳までの段階的な雇用確保措置の義務化、70歳まで働く企業の普及・促進、年齢制限禁止の義務化、こういうことをやっていきたい。また、私自身が、人生85年のビジョンをつくろうということで、今、広く議論をしているところだ。

下段は「ジョブ・カード制度の整備・充実」。これはフリーターなどに利用されることを想定しているが、高齢者についてもジョブ・カードを利用していただき、就職を目指す人に活用していただきたい。それから、企業現場での実習を含む教育訓練機会を提供し、安定した雇用を目指す求職者を応援していきたい。

3ページ目は、「重点戦略に基づく次世代育成支援対策の推進」。まず、昨年末にとりまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に関し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、車の両輪として、働き方の改革による仕事と生活の調和の実現と新たな次世代育成支援の枠組みの構築について取組を行う。その2つである。

具体的な制度設計に向けた理念や基準などの基本的考え方の整理に向けて検討を進めてまいりたい。このために、1兆円を大きく超える財源の確保が必要不可欠であるので、財源のイメージなしにこの制度設計をすることは非常に困難である。

そこで、先行して取り組むべき課題については、改正案を今国会に出したい。それは、仕事と家庭の両立を支援する雇用環境の整備等について、事業主が策定する一般事業主行動計画の策定義務範囲を、従業員数301人から101人規模に拡大したい。それから、保育ママの家庭で保育を行う家庭的保育事業を制度化する。こういった内容を盛り込みたい。

また、議長から御指示のあった新待機児童ゼロ作戦の具体的な絵についても、包括的に保育の需要を満たすためのサービス供給量の確保とは別のものとして、今すぐに取り組める政策を早急に実現したいと考え、先行して取り組むべき課題を3ページ目の下に書いた。

(渡海臨時議員) 私からは厚生労働省と連携をしながら取り組んでいる「認定こども園」、それから放課後子どもプランについて、これは先ほど八代議員からも言及があったので御説明する。

これらは、今の保護者または幼児、児童からの多様なニーズに応えるために、両省が緊密な連携、協力を図りつつ、新しい仕組みを取り上げて、国民からの要望に対し、より適切に答えられるように取組んでいるところだ。

資料「認定こども園、放課後子どもプラン」に沿って御説明する。

まず「認定こども園」だが、近年、社会構造等が大変に変化しており、例えば少子化等の影響によって、地方部の幼稚園、保育所では子どもの育ちにとって必要な集団形成が困難になるという傾向がある一方、先ほどお話があったが、都市部で保育所の待機児童が非常にたくさんいる。こういう現状がある一方、幼稚園はむしろ空き教室が増加するなど、さまざまな事態が生じている。

そういう中で、保護者が働いていても働いていても、同じ施設を利用したいというニーズもあり、そのような地域の実情に応じて子どもが健やかに育成される環境が整備されるように、就学前の子どもに対する教育、保育並びに保護者に対する子育ての支援を総合的に提供するということで、平成18年10月に「認定こども園制度」を創設した。右側に数字があるが、これについては、先ほどお話があった。現在のところ105件であるが、平成19年4月1日現在の調査によると、約2,000件程度の見込み、希望があると報告を受けている。

次の「これまでの連携方策」だが、本制度の創設及び運用に当たって、「認定こども園」を利用する乳幼児や保護者の方々は勿論のこと、施設や地方公共団体といった現場の方々にとっても使いやすく魅力のある制度になるように、文部科学省と厚生労働省が協力して、両省に幼保連携推進室を設置し、また、地方公共団体を対象とした研修とか業務説明、個別園の相談対応をしている。都道府県または市町村の「認定こども園」の担当窓口も一本化していただくようにお願いし、パンフレットの配布、専用ホームページの開設等をして、この制度の周知を図っているところだ。先ほどからいろいろなお話があったが、両省が緊密な連携を取りながらこの連携方策に取り組み、幼稚園、保育所が「認定こども園」になりやすくなるように取組を進めてきた。円滑に「認定こども園」に移行できるよう、認定基準などにおいても緩和をし、配慮をしている。また、今後の取組としては、制度から1年が経過し、現場におけるさまざまな実態等は徐々に明らかになっているので、これも両省が連携をしながら地方公共団体を始め、施設や保護者の方々の御要望や御意見を素直に率直にお伺いし、「認定こども園」が一層積極的に活用されるように、制度改革または改善方策等を検討していきたい。

次に2枚目の「放課後子どもプラン」。これは平成19年度より文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業、この両事業を一体あるいは連携して実施するものだ。「放課後子どもプラン」として創設されたのは、現状では、放課後子ども教室、これは文部科学省のメニューであるが、全国6,300か所、厚生労働省の放課後児童クラブ約1万7,000か所である。

これについても、国と地方公共団体において連携を進めて、両省に「放課後子どもプラン連携推進室」を設置することで、補助金の申請窓口の手続の一元化を図るとともに、地方の負担をできるだけ軽減する。こういった意味で、補助金交付要綱を一本化するなど、使い勝手をよくするという連携に努めてきた。また、地方においても、このプランを推進するための委員会を教育委員会と福祉部局が中心となって共同設置していただき、合同研修会の開催や、両事業の調整を役割としたコーディネーターの配置など連携が進む方策をとっている。現在、両省が合同でこれを実施することのメリットや課題を含む総合的な実態調査を実施しており、その結果を踏まえ、できるだけ早急にすべての小学校、約2万強あるが、そこで実施できるように、地方がその実情に応じて取り組みやすくなるよう検討していきたい。

(大田議員) 成長戦略の第1弾として、民間議員から「新雇用戦略」の全体像が出されているので、これに対して反論やコメントをいただきたい。

(丹羽議員) 民間議員ペーパーの補足をしておく。こういう対策を打つ目的は、雇用の安定と促進にある。予算が正式に決まった段階で、雇用の増加や、それにより潜在成長率がどのくらいアップするかという数値目標を、4月中ぐらいに示す必要があるのではないか。

次に、両大臣がお話になった二重行政の解消の問題について。現在、総理の意向を受け、地方分権改革推進委員会において鋭意検討している。保育所、幼稚園あるいは放課後子どもサービス、いずれも厚生労働省と文部科学省の間で別々の施策が打たれている。100%に近い地方自治体から、全国一律の基準ではなく、できるだけ地域の実情に応じて対応できるようにしていく必要があるのではないかという要望が出ている。増田議員とも御相談しながら、地方自治体にできるだけ裁量権を渡して、地方の実情に応じた方針を打ち立てていく必要がある。

次に、高齢者の活用について。高齢者にインセンティブとなるような、働く意欲が出る具体的な政策を打ち出していく必要があるのではないか。これが高齢者の雇

用促進につながっていく。

最後に、最低賃金について。昨年、厚生労働省で最賃の遵守状況をチェックしていただいた。今年もこの方針に沿って、しっかり監督指導をお願いしたい。形の上で出来ても、実行されないと意味がない。1つ例を挙げると、アメリカでは、最賃について公正労働基準法という根拠法があり、違反した場合に1万ドル、約100万円以下の罰金もしくは6か月以下の禁固刑という相当厳しい罰則を付けている。日本の場合は、今回、2万円を50万円にした。法律は、量刑、刑罰とのバランスを当然考えなければいけないが、そういうことからも、厚生労働省で遵守状況をしっかりとフォローしていただくようにお願いしたい。

(大田議員) 「認定こども園」について、民間議員ペーパーに具体的な提案がある。また、丹羽議員から、地方にもう少し委ねてはどうかという御意見があった。両大臣、この点はいかがか。

(渡海臨時議員) 二元化しているということ、また、舛添臨時議員とも少し話をしたが、これを一緒に使いつて使い勝手をよくしなければいけないというのは、我々も全くそのとおりだと思う。例えばそれを1つにして内閣府へ移すという御提案があつたが、本当にうまくいか懸念している。実施部隊はどうするのか。私は、子どもを中心に、どういう制度が一番良いのかという観点で考えれば良いと思っている。今、スタートしたものを、かなりスピードアップして改良していき、その実情で出来上がったものを、そのまま置いておくのか移すのか、ということが一番良いのではないかと、正直思っている。

一昨年、教育基本法が成立し、学校教育法も改正した。教育と保育とどこがどう違うのかについてはいろいろ議論があり、欧米についてもいろいろ調べてみた。幼児期の教育問題という観点をしっかりと考えなければいけない。保育所で教育の機能をやってもいい。そういうことも総合的に考えて、全体を制度設計しなければいけないと思う。今日、学習指導要領をパブリックコメントにかけたが、これには幼稚園の要領もある。法律上、文部科学大臣が要領を定めることになっている。これは変えればいいだけの話。教育という機能と、就労ということに着目した保育、子どもを預かるという機能をどういうふうに組み合わせていくかを考えて、その上で一番良い制度設計をする必要があるのではないかと思う。

(舛添臨時議員) いろいろな試みをすることは大変結構だが、どうしても、福祉という観点からの子どもの見方と、教育という観点からと若干違うところがあり、それのメリット、デメリットをかなり細かく議論しなければいけないと思う。先般、予算委員会でも取り上げられたが、例えば学級閉鎖は、インフルエンザが流行したときに幼稚園や学校はできるが、保育所は子どもを預かるという機能を全面に出すと、それができない。子どもの命を守ることを前提にすれば、きめ細かい運用が必要なので、少し議論が必要な感じがある。にわかに内閣府に一元化して、すぐうまくいくかどうか。

年齢で区切るというのも、少し乱暴過ぎる気がする。

労働の問題については、罰則が2万円から50万円に上がり、累犯だと件数によって50万円の何倍ということになるから、今回の改正でかなりの抑止効果が出ているという気がするが、引き続ききちんと見ていきたいと思う。

(増田議員) 現場の感覚を少し付言する。「認定こども園」について、父母や関係者の不満が大変強いのは事実。とにかく、非常に少ない子どもたちに対して、どちらもいいという思いが強く、「認定こども園」の申請見込み件数は、最初は確か1,000件だったと思うが、すぐに2,000件まで出て、今、認定件数は105か所。各県1~

2か所ぐらいで、おっかなびっくりやっていると思う。幼稚園型、保育所型に加え、幼保連携型、地方裁量型と第三、第四の類型をつくって、両方を架け橋にするということだが、根っこを切っていないと、結局足し合わせたような形になって、「認定こども園」も現場ではお互い取り合いになって、混乱している。もちろんいろいろな議論が必要だが、父母のニーズに誠実に応える時期に来ているので、本当に考えていただきたいと思う。特に地方の、子どもたちの数が非常に少なくなつて、保育所の待機児童も随分減っているところでは、余計にお互いの取り合いのような形になってくるので、真剣な議論が必要ではないか。実態調査を文部科学省でするということなので、よく調べていただきたい。子どもたちを、リボンで色分けしているとか、こっちの方にはおやつをあげるとかいう話もあり、よく実態調査をしていただきたい。根っこが強いものが、歴史的な経緯があるわけだが、残っているだけに大変で、何か知恵を出さないといけない。

(町村議員) 私が文部大臣に初めてなった12、13年前、森総理の強いお勧めがあり、当時の小泉厚生大臣と、何とか一緒にしようと、幼稚園で教える人と保育所で預かる人のカリキュラムを同じようにしたり、施設も基準が違っていたものをだんだん似通ったものにして、実は随分先行準備をやってきたが、最後どうしても一緒になれるのは、誠に簡単な理由。保育所は措置で、福祉だから親の負担が少ない。国費がたくさん出る。幼稚園は教育だから国費が少ししか出ない。親の負担が多い。そのため、絶対、厚生省は離さない。今、ここで言っていいかどうかもう少し議論したいが、これは内閣に子ども庁というものをつくって、名前はこども園、幼稚園、保育園、何でもいいが、そこで全部引き受ける、要するにそこで一元行政をするしか答えはない。いくら両省でこうやつたって、いくら文部科学省が調べたって、答えははっきりしている。補助率が違い過ぎる。これは、地方分権改革推進委員会でも強く言つていただきたい。ただし、新しい役所、子ども庁をつくるとなると、改革に反するという話になる。子ども庁というアイデアは、10年来の主張だが、結局、両省の権限の壁がある。

(丹羽議員) 地方分権改革推進委員会で両省と話を詰める段取りが出てると思うので、是非更なる議論をしたい。官房長官のお話は、地方を歩いて、私も全く同感である。結局、お金の問題が一番のネックになっていると思う。いずれ、二重行政の廃止ということを含めて、福田総理に勧告を出させていただきたいと思う。

(八代議員) 保育について。官房長官もおっしゃったが、まさに措置というのが一つの非常に根源的な問題。介護と同じように、措置ではなく、利用者の立場に立ったサービスにしないと、飛躍的な拡大ができない。

旧待機児童ゼロ作戦と新待機児童ゼロ作戦のどこが違うかというと、基本的な目標が違う。旧待機児童ゼロ作戦というのは、いわば高々2万人の待機児童の解消を目指しているが、この2万人の待機児童というのは、実は自治体に登録された子どもたちに過ぎない。他方で潜在的な需要は膨大であり、それは女性の就業希望率が実現できないことに現れている。変更後のターゲットを実現するには、措置では対応できなくなっている。また、実際の実施部隊は、内閣府ではなくて地方。だからこそ、地方分権と一体的にやる必要がある。そのためには、文部科学省、厚生労働省という縦割りを抜本的に見直さないと、今の制度のままでは、雇用戦略の観点から見ると、全然対応できないのではないかと考えている。

(甘利議員) 新雇用戦略について、民間議員からの提案の中で触れられていない、地域振興の視点から申し上げる。

地域振興のためには、地域の若者の雇用確保が極めて重要であるが、地域に雇用